平成２３年（フ）第５３０号
大分市大字葛木856番地の７　メゾン丸山210
債務者　足立　久利
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３１号
大分市大字葛木856番地の７　メゾン丸山210
債務者　足立　千惠
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３号
北海道岩見沢市上幌向町583番地29
債務者　北村　隆信
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２５号
北海道夕張郡由仁町三川錦町53番地
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２８号
北海道美唄市西４条南４丁目８番40―11号
債務者　岩根はるみ
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第４７８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第３地割78番地３
債務者　石川　　孝
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４９３号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑41番地２
債務者　小笠原志惠子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４９５号
岩手県二戸郡一戸町岩舘字沢田114番地２
債務者　三村　秀幸
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０２号
岩手県八幡平市大更第34地割62番地１　イーストホープ206号室、旧住所岩手県岩手郡松尾村松尾第３地割189番地
債務者　遠藤美代子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４５４号
千葉県市原市田尾468番地１
債務者　安藤美智子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１２号
千葉県市川市平田３丁目５番８―304号　リズ市川平田
債務者　迫田　節子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５８号
千葉市花見川区花園１丁目９番10号
債務者　上武　裕人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７１号
千葉市若葉区小倉台４丁目11番４号
債務者　村越英里香
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７５２号
大阪市城東区今福東１―14―３―1105、住民票上の住所大阪府和泉市小野田町386番地
債務者　山下　賀子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６２号
大阪市平野区長吉出戸８丁目１番５―701号
債務者　似吹美智子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７８号
大阪市住吉区我孫子１丁目５番25号　アーバンハイツ203号
債務者　平井　　忠
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３５号
大阪市西淀川区歌島１丁目３番７号　大洋マンション103号室
債務者　壷山　民恵
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３８４号
大阪市港区築港３丁目３番１―704号
債務者　浅田　利**隆**
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部